図書館情報システム関連機器入札に係る
入札保証金及び契約保証金について

1　入札保証金

(1) 納付について

①入札保証金の納付

令和８年 11 月６日（金）（入札前）までに、見積金額（入札書への記載金額に消費税及び地方消費税を加えた額）の 100 分の５以上の額を、契約課で配布する納付書（納入通知書兼領収証書）により、金融機関で納付すること。（下表の金融機関で納付した場合は、振込手数料が無料）

・納付後は「納入通知書兼領収証書」を金融機関から受け取り保管しておくこと。
・入札時に、入札保証金を納付済みの「**納入通知書兼領収証書の原本**」を契約課に提出すること。（契約課職員が写しを取り、原本は返却する）

【振込手数料が無料となる金融機関】

中国銀行	広島銀行	ひろしま農業協同組合	広島信用金庫
しまなみ信用金庫	もみじ銀行	呉信用金庫	
中国労働金庫	広島県信用組合	両備信用組合	

②入札保証金に代わる担保

銀行その他契約担当職員が確実と認める金融機関の保証をもって入札保証金の納付に代えることが出来る。

保証の期間は、入札日から令和８年 12 月 22 日(火)までとすること。

・入札時に、銀行等から発行された「**保証書**」を提出すること。（入札時は、保証書の返還は行わない。）

(2) 免除について（入札保証保険契約の締結）

保険会社との間に、本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合、入札保証金を免除する。

保険加入期間は、入札日から令和８年 12 月 22 日(火)までとすること。

・入札時に、「**当該保険証券の原本**」を契約課に提出すること。（入札時及び入札後とも提出された証券の返還は行わない。）

(3) 還付（返還）について

①入札保証金を納付した場合

・落札しなかった者への還付

入札者が指定する銀行口座へ振込むものとする。

ただし、指定金融機関（中国銀行三原支店）への入金確認後でないと還付できないため、納付した金融機関によっては、還付手続きまで数日を要する場合がある。

早急な還付を希望する場合には、上記指定金融機関に納付すること。

・落札者への還付

本契約移行後に落札者に還付する。ただし、落札者が契約の締結に応じない場合は、入札保証金は返還しないものとする。

本案件は議会での議決を要する案件であり、それまでは仮契約を締結する。

議会での議決をもって本契約に移行するため、還付は令和９年１月中が見込まれる。

②入札保証金に代わる担保を提出した場合

・落札しなかった者への返還

落札者が決定した日以降に、契約課にて返還する。

・落札者への返還

本契約移行後に落札者に返還する。

本案件は議会での議決を要する案件であり、それまでは仮契約を締結する。

議会での議決をもって本契約に移行するため、返還は令和９年１月中が見込まれる。

2　契約保証金

落札者は議会での本契約移行（議会議決の日）までに、次の(1)または(2)に基づき、手続きをすること。

(1) 納付について

①契約保証金の納付

仮契約を締結した者は、速やかに指定の納付書（納入通知書兼領収証書）を契約課から受け取り、契約金額（消費税及び地方消費税を含む金額）の 100 分の 10 以上の額を金融機関（入札保証金と同様）で納付するか、又は市が定めた有価証券等の担保の提供をすること。

②契約保証金に代わる担保

銀行その他契約担当職員が確実と認める金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることが出来る。

保証の期間は、本契約締結の日から納入期限日（令和９年４月 30 日）までとすること。

⑵免除について（履行保証保険契約）

保険会社の履行保証証券（本市を債権者とする履行保証委託契約にかかるもの）又は履行保証保険証券（本市を被保険者とする履行保証保険契約にかかるもの）を提出した場合、契約保証金を免除する。（履行確認後においても提出された証券の返還は行わない。）

保険加入期間は、本契約締結の日から納入期限日（令和９年４月 30 日）までとすること。

(3) 還付（返還）について

①契約保証金を納付した場合

契約履行確認後（物品を納入し検査完了後）に還付する。ただし、受注者が契約内容を履行しない場合は還付しないものとする。

②契約保証金に代わる担保を提出した場合

契約履行確認後（物品を納入し検査完了後）に返還する。ただし、受注者が契約内容を履行しない場合は返還しないものとする。

(4) 充当について

１(1)で納付した入札保証金を、契約保証金に充当する場合は、様式「契約保証金充当願」を本契約移行までに契約課へ提出すること。

三原市契約課契約係
TEL 0848－67－6133
メール keiyaku@city.mihara.hiroshima.jp